

平成 27 年 6 月 12 日  
総務省近畿管区行政評価局

## 「国の庁舎等の利用者の利便性及び安全性の向上に 関する行政評価・監視」

### ＜調査結果に基づく通知に対する改善状況＞

近畿管区行政評価局(局長：菅 宜紀)は、平成 26 年 4 月から、大阪府内の国の合同庁舎、法務局、税務署、公共職業安定所など利用者の多いとみられる 27 の庁舎の管理機関や入居機関等の 46 機関等についてバリアフリー設備や利用者の利便・安全対策の状況を調査し、平成 26 年 12 月 25 日に国の関係機関に改善を求める通知を行いました。

通知を受けた関係機関では、早速、次のような対応を進めています(詳細は、別紙参照)。

- ① 利用者が転倒するおそれがある段差や階段などの危険性を解消(10 庁舎全てが対応済み)
- ② ホームページを利用したバリアフリー情報の提供がなかった機関も新たにバリアフリー情報の提供開始(既に 8 機関等が対応)
- ③ 大阪府の障がい者等用駐車区画利用証制度の協力施設として新たに国の庁舎も登録開始(既に 4 機関等が対応)
- ④ 身体障害者補助犬受入れのための「ほじょ犬マーク」を未表示の出入口や受付に表示(15 機関等全てが対応済み)

このような改善により、高齢者や障がい者の方などにとって、国の庁舎や窓口が、これまで以上に便利に、また、安心して利用いただけるようになりました。

#### ＜本件照会先＞

近畿管区行政評価局

第一部第 1 評価監視官

電話：06-6941-8753

FAX：06-6941-8999

## 「国の庁舎等の利用者の利便性及び安全性の向上に関する行政評価・監視」の結果に基づく改善状況（概要）

### 〔調査の背景〕

- 近年、多くの高齢者や障がい者の方の社会参加が進んでいる。バリアフリー法（※）などにより、不特定多数の方が利用する国の庁舎等は、どのような方にも利用しやすく、また、安全であることが求められている。
  - 防火管理体制の整備、AEDの設置など庁舎等の利用者の安全に配慮した対策が重要
- ※ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

### 【通知先：国のブロック機関等10機関】

大阪法務局、大阪入国管理局、近畿財務局、大阪税関、大阪国税局、近畿厚生局、大阪労働局、近畿地方整備局、近畿運輸局、近畿管区行政評価局

### 主な通知事項

#### 1 庁舎等におけるバリアフリー基準への対応の推進

- ① （障がい者等が利用する場合に）危険性があるものは早急に改善
- ② その他バリアフリー基準に適合していないものは、計画的に対応

#### 2 高齢者、障がい者等に配慮したソフト面での対応の向上

- ① ホームページに、利用者が事前確認できるバリアフリー情報を提供
- ② 駐車場の大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度の協力施設登録について検討
- ③ 身体障害者補助犬の受入れを庁舎などに明示

#### 3 庁舎利用者に対する安全対策の推進

- ① 確実な消防計画の引継ぎ、定期的な消防訓練の実施等
- ② AEDの日常点検、庁舎へのAEDマークの表示等

### 主な改善措置状況

- ① 危険性がある段差や階段等は全て改善済み（10庁舎14件）
- ② 利便性向上のため改善を要するもののうち9庁舎10件は改善済み。その他は、今後、予算要求など計画的な改善方針

- ① 新たにホームページにバリアフリー情報を提供（8機関）  
その他は情報提供の方針・予定（8機関）
- ② 全機関が登録の余地を検討、4庁舎が登録済み、調査対象以外の庁舎にも登録が広がる
- ③ 未表示の出入口や受付に「ほじょ犬マーク」表示（15機関）

- ① 消防計画の引継ぎ（1機関）や消防訓練を実施（5機関）
- ② AEDの日常点検の実施（1機関）、庁舎へのAEDマーク表示等の実施（3機関）

## 通知 1 庁舎等におけるバリアフリー基準への対応の推進

### 主な調査結果

バリアフリー法は、高齢者、障がい者等が建物を円滑に利用できるよう、不特定多数が利用する建物(庁舎)を新築する場合は、バリアフリー基準への適合を義務付け(今回調査では1庁舎該当)、また、既存の建物には、適合の努力をすることを求める(今回調査では26庁舎該当)

- 調査対象 27 庁舎のうち、高齢者等の転倒のおそれなど危険性があるもの(10 庁舎 14 件)
  - ・ 庁舎玄関前に3センチメートルの段差があるもの(1 庁舎 1 件)
  - ・ 移動等円滑化経路にある排水溝の蓋のスリット幅が広いため、車いすのキャスター等が挟まるおそれがあるもの(4 庁舎 4 件)
  - ・ 庁舎の外階段の段の端が周囲と明度差がなく、容易に識別できず転倒のおそれのあるもの(3 庁舎 3 件)
  - ・ 車いす使用者用駐車場の区画内に蓋のスリット幅の広い排水枡があるもの(1 庁舎 1 件)
  - ・ 車いす使用者用駐車場と視覚障害者移動等円滑化経路の間に車止めがない等安全に利用できないおそれがあるもの(1 庁舎 2 件) など
- 利用者の利便性の向上を図るため、何らかの改善を要するもの(22 庁舎 62 件)
  - ・ 道路から庁舎まで点字ブロックがないもの(3 庁舎 3 件)、車いす使用者用駐車場がないもの(1 庁舎 1 件)、オストメイト(人工肛門・人口膀胱造設者等)対応トイレがないもの(16 庁舎 16 件) など

### 主な通知事項

- ① (障がい者等が利用する場合に) 危険性を有するものは早急に改善すること
- ② その他のものは計画的にバリアフリー基準に適合するよう改善すること。それまでの間、必要な場合には人的対応等により利用者の利便の確保を図ること

### 主な改善措置状況

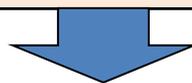
- ① 危険性を有するものについては、段差の改修、階段の踏み面の端への視認用テープの設置等により、全て改善済み(10 庁舎 14 件)
- ② その他改善を要するもの 22 庁舎 62 件については、車いす使用者用駐車場の新設等の改善対応済み(9 庁舎 10 件)、または、今後、予算要求を行い計画的に改善の方針であり、改善までの間は人的対応等により利用者の利便を確保(22 庁舎 52 件)

〈主な改善事例：改善事例集 P1～P7〉

## 通知 2 高齢者、障がい者等に配慮したソフト面での対応の向上

### 主な調査結果

- 移動円滑化の促進に関する基本方針（平成 23 年国土交通省等告示）により、必要な情報が事前把握できるようインターネット等による情報提供が求められているが、ホームページにバリアフリー設備等の情報を提供していないもの（16 機関等）
- 大阪府が平成 26 年 2 月に開始した大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度（「車いす使用者用駐車区画」に加えた「ゆずりあい区画」の増設等）について、大阪府からの制度周知前のため、協力施設に未登録（27 庁舎）
- 身体障害者補助犬の受入れ義務があるが、庁舎、窓口等に「ほじょ犬マーク」など身体障害者補助犬の受入れ表示がないもの（15 機関等）



### 主な通知事項

- ① ホームページに、利用者が事前に確認できるようバリアフリー情報を図記号及び文字情報により提供すること
- ② 所管する庁舎について、大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度の協力施設登録の余地について検討し、必要な場合は登録について協議を進めること
- ③ 庁舎、窓口等に身体障害者補助犬受入れを明示すること



### 主な改善措置状況

- ① ホームページに利用者が事前確認できるようバリアフリー情報の提供を開始（8 機関等）、情報提供の開始を予定しているもの（7 機関等）、上部機関に情報提供を要請したもの（1 機関等）、中には近畿管内の他府県に所在する出先機関も含めて対応するものあり
- ② 協力施設登録の可否の検討の結果、大阪府に協力施設登録したもの（4 庁舎）、登録協議中（9 庁舎）、調査中（8 庁舎）、中には今回調査対象としなかった庁舎も含めて対応するものあり
- ③ 利用者に身体障害者補助犬の受入れを明示するよう、「ほじょ犬マーク」を庁舎の出入口や受付に表示したもの（15 機関等）

<主な改善事例：改善事例集 P8～P10>

### 通知 3 庁舎利用者に対する安全対策の推進

#### 主な調査結果

- 消防法による消防計画が引き継がれていない（1 機関等）、消防訓練が実施されていない（5 機関等）、消防用設備の点検で判明した不備が改善されていない（3 機関等）など防火管理対策が不適切なもの
- A E D（自動体外式除細動器）の日常点検が実施されていない（1 機関等）、道路に面した庁舎に A E D マークが表示されていない（3 機関等）、A E D 設置情報が（一財）日本救急医療財団に登録されていない（10 機関等）など



#### 主な通知事項

- ① 確実な消防計画の引継ぎ、定期的な訓練の実施、判明した消防用設備の不備事項の速やかな改善等、火災発生時の利用者の安全対策を図る措置を講ずること
- ② 管理要領を定めて日常点検を実施、出入口付近に A E D マークの表示、設置情報の登録等を行うこと



#### 主な改善措置状況

- ① 消防計画の引継済み（1 機関等）、消防訓練を定期的実施・実施予定（5 機関等）、消防用設備の改善着手・改善済み（3 機関等）など
- ② 管理要領・管理体制を定めて日常点検を実施（1 機関等）、出入口付近に「A E D マーク」を表示（3 機関等）、設置情報の登録を行ったもの（10 機関等）など

<主な改善事例：改善事例集 P11>